

教育的視点と法的視点の両面から考える保護者対応 ～子どもの最善の利益を実現する連携のあり方～

令和7年度山形県教育センター長期研修生（後期6ヶ月）

1 研究のねらい

近年、保護者対応において、保護者による録音の申し出や文書回答の要求、弁護士への相談など、法的な対応が意識される場面が起きている。こうした場面では、論点が責任追及に終始しやすく、本来重視すべき生徒の成長や教育的配慮がおろそかになる懸念がある。また、教員が対応に慣れておらず、苦慮するケースも少なくない。

そこで、事案が複雑化・深刻化する局面でも、教員が落ち着いて対応できる備えが必要なのではないかと考えた。困難が予想される保護者対応の場面において、教育的視点と法的視点の両面を踏まえて、学級担任としてどのような行動を取れば保護者と協力関係を築くことができるかについて学びたいと思い、本研究に取り組んだ。

2 研究の方法

- (1) 調査研究（聞き取り調査・アンケート・学びカフェ）
- (2) 文献研究（スクールロイヤー・保護者対応先行研究等）
- (3) 実践研究（校内研修会・学びカフェ）

3 研究の結果

(1) 保護者対応に関わる教員の困り感について

保護者対応での困り感の実態をつかむために、小中学校の教員を対象に、アンケート調査を行った。アンケート結果からは、「教員と保護者の事実認識やとらえ方が違う」ことから困り感が生じるケースが多く見られた。教員と保護者の共通理解を持つことの困難さが表れていると考えられる。また、教歴の短い教員は教歴の長い教員へ、教歴の長い教員は外部機関へ助言を求める様子が見られた。

(2) 教員の「生徒指導の初期対応」について

教員と保護者が共通認識を持つには、トラブル時の初期対応がカギであると考えた。そこで、校内研修会を開き、初期対応について話し合う活動を行った。先生方は特に「正確な情報を得ること」と、「保護者への報告と連携を図ること」に苦労していた。そこで、「集めた情報の整理や再確認」、「生徒が指導に納得した状態で帰宅すること」に気を配りながら指導にあたっていた。

生徒指導事案が起きた時、5W1Hに基づく確かな事実や背景を、幅広く情報収集することと、状況を整理することが大切であるとわかった。また、当事者生徒の気持ちに寄り添った対応をすることや、指導後の生徒の様子を見取ることなど、生徒と教員の対話を丁寧に重ねることが大切であるとわかった。

(3) 保護者対応時の心構えについて

保護者対応事例の先行研究や、学びカフェで得た知見をもとに、保護者対応時の教員の姿勢について考察した。作成したものが以下の表である。

状況に応じた関わり方の表

状況	相談	摩擦	膠着	介入	危機
保護者の様子	心配・不安	主張の食い違い 不満の顕在化	感情的主張の 繰り返し	弁護士など第三者 の介入	「迷惑行為」に 発展
基本 姿勢	傾聴と共感	「境界」の意識・一貫性・保留 複数対応		窓口の統一 組織として対応	止める
具体的 行動例	批判や非難、否定をしないで 「あるがまま」を受け止める	学校がすべきこと、 できること、できないこと、 家庭がすることに分ける	相手の感情と 対応すべき事実を分ける	個人の見立てを話さない 回答を急がず校内の方針のもと情報提示する	クッション言葉で行為を止める
注意点	過度な共感による「共倒れ」 に気をつける	「振り返し」や「巻き込み」に引っ張られない		担当者個人での対応は中止	
事実ベースの対話・記録の活用・校内での情報共有、相談					

特に、「境界の意識」とは、学校がすべきこととそうでないことの明確化、相手の感情と対応すべきことの線引きなどが当てはまる。また、「一貫性」とは、個人的な判断や見立てによる発言は避け、「学校としての方針」を立てて対応をする必要があるということである。そのために面談に臨む教員には即答せず「回答を保留する」という選択も求められる。また、面談時の会話は「事実に基づいた客観的な対話」を心がけ、「評価」や「推測」は話さないことが望ましい。このことは、録音記録が残る場面にも有効である。

このように、相手の状況に応じて対応する教員が重きをおく姿勢を変えることで、冷静な対話の土台をつくる必要がある。また、面談の際は「生徒のために大人が連携する」というように、話し合いの目的を忘れずに対応することが大事であると分かった。

(4) 教員が持っていた法的視点について

実際の事例に基づいた適切な対応を検討すべく、第三者委員会資料や判例資料の分析を行った。文献調査から、教員の指導の妥当性や適切性の判断基準として意識したい法律・方針・ガイドラインが明らかになった。また、特にいじめ指導に関わって、「背景にある人間関係」や「事案の経緯」など、広く正確な事実を把握したうえでの指導が必要であることが明らかになった。根拠に基づく生徒指導を行うことが大切であることが分かった。

(5) スクールロイヤー制度・取り組みについて

法的対応が意識される保護者対応の事例や学校に求められる対応について知るために、文部科学省資料や先行研究資料の文献調査、県及び各自治体への聞き取り調査を行った。制度や活動の内容などについて裏面、表のような情報が得られた。

<p>ア 「スクールロイヤー」導入の背景とねらい 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に係る対応や、学校事故、虐待等への対応等法務の専門家の支援を必要とする機会の増加 →事案の適切かつ速やかな問題解決や教職員の負担軽減</p>
<p>イ 「スクールロイヤー」の立場 「中立的な立場」で「子どもの最善の利益の実現のため」に、学校と家庭の関係を助ける存在</p>
<p>ウ おもな活動（ただし、自治体の取り決めによる） 助言業務…苦情や要求、いじめ、損害賠償、開示請求、書面回答の文書添削、などに関わる助言 (相談の時期は、入学前相談や初期対応、事後対応など様々) 研修業務…教員向け：制度理解研修、いじめ事案対応研修 生徒向け：問題予防力向上のための講演</p>
<p>エ おもな効果 法的な見方や、社会通念上の見立てについて助言を得られる/自信を持って対応できる/対応のイロハがわかる/安心感を取り戻せる/冷静さを取り戻せる</p>
<p>オ 相談にあたって 早い段階での相談が効果的である/事前に事例についての情報が整理されているとよい</p>

4 研究のまとめ

本研究では、起きたことへの損害や責任に目を向ける視点を「法的視点」、生徒の変容に目を向ける視点を「教育的視点」と捉え、法的視点と教育的視点の両面を踏まえた保護者対応のあり方について考察した。その結果、何かトラブルが起きた時、「法的視点」を念頭に置き、広く情報収集を行うことで客観的な事実に基づく状況把握に努めること、その上で「教育的視点」を保護者と共有しながら生徒の支援や指導にあたることを基本線とすることが望ましいという考えに至った。また、法的な要望等がある場合は個人や学校で抱え込まず、外部機関と連携することも有効である。

また、研究を通して、学校における「子どもの最善の利益」とは、「成長の機会が守られること」であり、法律やガイドラインは裁くためではなく、「学校の“場”そのものを守るためにある」ものだという考えに至った。事案の解決を単なる責任追及に留めず、生徒が自分の学びや気付きを実感できる指導の展開につなげていきたい。

リスクマネジメントは大切だが、集団生活において全てのトラブルや困難を取り除くのは難しい。また、直面した困難から生徒自身が学びを得て成長できるように支援することもまた教員の役割であると考え。トラブルが起きた時には、原因探しや責任追及に終始せず、保護者と一緒に「子どものためになる次の一手は何か」について話し合うことが大切であると感じた。

本研究では情報の収集に焦点を当てて取り組んできたため、得た学びをこれからの実践場面で活

かしたい。保護者面談後に、その時に居合わせた教員とその面談のつまずきや解決の糸口などのポイントについて言葉を交わすなどしながら、事例の学びを積み上げていきたい。

5 調査研究協力

- (1) 聞き取り調査へのご協力
 - ・山形県教育委員会
 - ・2市町村教育委員会
- (2) アンケートへのご協力
 - ・県内小中学校 6校

6 引用・参考文献

- ・文部科学省(2022)「生徒指導提要」
- ・文部科学省(2024)「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き第3版」
- ・文部科学省(2024)「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査(令和5年度間)」
- ・文部科学省(2023)「学校・教育委員会と弁護士とで相互理解を深めるワークショップ型研修」研修資料
- ・山形県教育センター(2015)「つなぐ・つながるための保護者連携ハンドブック」
- ・山形県教育センター(2010)「研修テキスト 保護者との信頼関係に基づく安心・安全な学校づくりのために」
- ・東京都教育委員会(2024)「学校問題解決のための手引～保護者との対話を生かすために～」
- ・大阪府教育委員会(2010)「学校・家庭・地域をつなぐ保護者等連携の手引き～子どもたちの健全な成長のために～」
- ・新潟市教育委員会(2020)「新潟市のスクールロイヤー制度」学校の働き方改革フォーラム～優良事例大集合! 広げよう実践の輪 発表資料
- ・山本裕詞(2020)「「学校法」へのスクールロイヤー導入の意義と可能性」郡山女子大学紀要
- ・武田正則ほか(2025)「「スクールロイヤー」のトピックス」九州地区国立大学教育系・文系研究論文集第11巻第2号
- ・田中洋(2022)「理念としての『スクールロイヤー』」琉球大学教職センター紀要第4号79～87頁
- ・日本弁護士連合会(2021.5)「自由と正義」日本弁護士連合会
- ・鬼澤秀昌(2019)「教育判例勉強会の実践報告」スクールコンプライアンス研究No.7 129～138頁
- ・国吉正彦(2020)「いじめ問題と向き合う-中学校の現場から-」スクールコンプライアンス研究No.8 40～47頁
- ・小野田正利「普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を越えて」内外教育 掲載資料
- ・小野田正利「悲鳴をあげる学校」月刊高校教育 掲載資料

- ストップ いじめ!ナビスクールロイヤチーム(2019)「スクールロイヤにできること」日本評論社
- 神内聡(2018)「スクールロイヤ学校現場の事例で学ぶ教育紛争実務 Q&A170」日本加除出版
- 堀切忠和(2024)「3訂教職員のための学校の危機管理とクレーム対応」日本加除出版
- 有年麻美(2024)「教職員が知っておきたい!スクールロイヤが今よく受ける相談事例 107 法的リスクと最小限にする判断のポイント」第一法規
- 松浦直己・楠井嘉行(2023)「堀津と根拠に基づく学校トラブル解決保護者をモンスター化させない 10 の対処法」中央法規
- 永堀宏美(2018)「保護者トラブルを生まない学校経営を保護者の視線で考えました」教育開発研究所
- 神内聡(2020)「学校弁護士スクールロイヤが見た教育現場」角川新書
- ヴィハルト千佳こ(2019)「保護者をクレマーにしないために学校が知っておくべき保護者対応 10 の心得」ファストブック
- 佐藤節子(2021)「ホワイトボードでできる解決志向のチーム会議未来につながる教育相談」図書文化
- 宮口幸治(2022)「グループワーク型ケース検討会ハンドブック」東洋館出版社
- 片山紀子・吉田順(2025)「生徒指導の“ほうれんそう”の仕方【簡易版】」学事出版